

# 平成28年度分の有料登録制自転車駐車場の利用登録申請の一次受付を開始します

八街駅前第1自転車駐車場および第5自転車駐車場は、有料登録制の自転車駐車場となっております。市では、この有料登録制自転車駐車場の平成28年度分（平成28年4月1日～平成29年3月31日）利用登録申請の一次受付を11月13日（金）から開始します。登録を希望される方は、利用登録申請書をご確認の

上、必ず受付期間内に申請してください。利用登録申請書は、11月13日（金）から都市整備課・市役所受付・JR八街駅自由通路に置きます。

○申請方法  
利用登録申請書に必要な事項を明記の上、都市整備課へ郵送または持参してください。

○受付期間  
11月13日～12月4日  
午前8時30分～午後5時15分  
（土曜・日曜日、祝日は午後5時まで）

※土曜・日曜日、祝日は市役所受付で午後5時まで受け付けます。  
郵送の場合は12月4日（金）の消印有効となります。

☎都市整備課  
443-1432

## 八街駅周辺



# 11月9日から15日まで 秋季全国火災予防運動が実施されます

## 全国統一防火標語

「無防備な心に火災がかくれんぼ」

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施しています。

## 「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」

- 3つの習慣
- ◆寝たばこは、絶対やめる。
- ◆ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ◆ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策

◆逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

◆寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。

◆火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

◆お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

◆「住宅用火災警報器は設置されていますか？」

住宅用火災警報器はいち早く火災発生を知らせてくれるものです。まだ設置されていない場合は速やかに設置しましょう。

◆「イベント会場などでの火気の取扱いに十分ご注意ください」

秋祭りなど多数の観客な

どが参加する行事で火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあります。

特に、火気を使用する屋台などでは防火安全対策が極めて重要であり、燃料として使用するガソリンなどの危険物の貯蔵・取扱いについては細心の注意が必要です。

佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例では、地域のイベント、祭りなどの多数の者が集合する催しでこんろ、調理器具、発電機、ストーブなどを使用する場合は、消火器の準備および露店などの開設の届出が義務化されています。

☎佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部予防課  
481-1217

## 第7回《ノルディック・ウォーク》でわが町・八街を歩こう

岡田・根古谷・用草の文化財探訪約6.5kmコース

シェイプアップ、生活習慣病・介護予防のほか様々な効果・効能があるノルディック・ウォーク。

八街の歴史に触れ、文化財や景観について学芸員のお話を聞きながら、ノルディック・ウォークで歩いて

みませんか。  
11月22日（日）※雨天中止  
午前9時～約3時間

場 スポーツプラザから岡田・根古谷・用草間

持 歩きやすい服装・靴、手袋、帽子、飲み物、リュックサックなど（ポールをお持ちの方はご持参ください。）

※荷物は各自管理してください。

対 市内在住・在勤・在学者  
定 60人（先着順）  
申 スポーツ振興課に電話または窓口で申し込み。

費 11月14日（土）  
間 無料

☎ スポーツ振興課  
443-1465

記号の見方 時日時 場会場 内容 対象 定員 費参加費 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ